

「TOKYO 多様な学びの場・居場所ナビ不登校の小中学生支援ポータル」 掲載規約（フリースクール等用）

7 子企企第 181 号

令和 7 年 4 月 30 日

7 子企企第 605 号 令和 7 年 10 月 17 日 一部改正

第 1 目的

「TOKYO 多様な学びの場・居場所ナビ不登校の小中学生支援ポータル」（以下「本ポータルサイト」という。）は、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、必要なタイミングで、自分に合った支援や相談先などを探することができるよう、情報を一元的に発信するポータルサイトである。区市町村の不登校支援策や相談窓口、教育支援センター、フリースクール等、公的支援や民間支援について幅広く掲載するものである。

本規約では、本ポータルサイトにおけるフリースクール等に関する情報を掲載するページに係る事項を規定する。

第 2 掲載要件

掲載申請を行ったフリースクール等のうち、以下の 1 から 3 までの要件の全てに該当する施設に関する情報を掲載する。

1 施設に関する要件

東京都及び埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県（東京都に隣接する 4 県）に設置しているフリースクール等で、以下の（1）から（3）までのいずれかを満たす施設であること

なお、本項における「基準日」とは、次のものをいう。

- ・初回の掲載申請においては、8 月 15 日
- ・初回以降の随時の掲載申請においては、毎月末日

- （1）基準日時点で掲載申請年度の東京都フリースクール等利用者等支援事業助成金（以下「利用料助成事業」という。）の交付決定を受けている児童生徒の通所施設となっていること
- （2）基準日時点で、掲載年度の東京都フリースクール等支援事業（以下「団体支援事業」という。）の交付決定を受けている施設であること

(3) 利用料が無料のフリースクール等においては、基準日時点で、次に掲げるアからサの全ての事項に該当する民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）であること

ア 不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として、活動している施設

イ 児童生徒の健全育成を図っている施設

ウ 不登校の児童生徒の在籍する学校及び在籍する学校が公立学校である場合にあっては、管轄の教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設

エ 不登校の児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付要綱に定める「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金フリースクール等への通所状況等報告書」により、当該児童生徒が在籍する学校に報告することができる施設

オ 学校の課業時間に開所している施設

カ 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っている施設

キ 施設運営者の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する者。）のみを利用対象としていない施設

ク 本事業の実施に必要な範囲において、東京都によるヒアリング及び現地確認を承諾する施設

ケ 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していない施設

コ 施設の運営主体が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない施設

サ 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいない施設

2 施設の提供情報に関する要件

以下の（１）と（２）のいずれにも該当すること

（１）事業者が自ら管理するホームページを有し、遅滞なく情報更新を行っていること。

ただし、SNS 等のメディアプラットフォームでしか情報発信をしていない場合は、掲載対象外とする。

（２）以下のコンテンツがホームページ内にすべて掲載されていること

- ア 施設名称
- イ 受入対象学年（小学校・中学校・それ以上）
- ウ 活動場所（区市町村まででも可）
- エ 開所日時
- オ 料金体系
- カ 運営事業者情報（事業者名称・代表者・所在地等）
- キ 問合せ先

3 掲載後の対応に関する要件

以下の（１）と（２）のいずれにも該当すること

- （１）第４に定める確認への対応や、内容変更時の速やかな情報提供を行うこと
- （２）本ポータルサイトへの掲載を、他媒体等での過度な営業・広報活動に使用しないこと

第３ 掲載期間

掲載期間は、原則として、掲載申請年度末日までとする。

ただし、本ポータルサイトが掲載申請年度の翌年度（以下「翌年度」という。）以降も運営される場合において、翌年度の４月１日から、翌年度の初回の掲載申請に基づく掲載日までの間においても引き続き掲載を希望する場合には、第４、２に定める確認に応じること。

第４ 掲載情報の確認等

情報を掲載しているフリースクール等の運営団体（以下「掲載団体」という。）は、本ポータルサイトの掲載情報に関する以下の内容確認等に応じること。

1 申請内容の確認等

申請内容や掲載情報の内容等を確認するため、都は、掲載団体に対して、確認事項を提示した上で、以下の事項のうち必要な確認を行う。掲載団体は、都からの確認の求めがあった場合には、速やかに応じること。

- （１）関連資料の提出要求
- （２）代表者及び職員並びに通所児童生徒の保護者等へのヒアリング
- （３）都職員による現地確認

2 掲載後確認

掲載団体は、本ポータルサイトへの情報掲載後、都及び本ポータルサイトの運営事務局が行う以下の確認に応じること。

(1) 四半期に一度程度実施する定期確認

(2) 必要に応じて実施する随時確認

3 掲載情報の変更

本ポータルサイトの掲載情報に変更があった場合には、上記1及び2の確認に関わらず、変更後の情報を遅滞なく都に連絡すること。

第5 掲載情報の非公開

掲載情報が以下のいずれかに該当する場合、都は、当該掲載情報について、掲載団体に予告なく非公開とすることができる。

- 1 第2に定める要件に該当しなくなった場合
- 2 第4に定める掲載情報の確認等に応じない場合又は対応が不十分な場合
- 3 本ポータルサイトへの掲載情報に虚偽があった場合
- 4 リンク先のフリースクール等のホームページへの掲載情報に虚偽があった場合
- 5 その他、都が必要と認めるとき

第6 掲載団体に関する情報共有

都は、以下の事項を確認するため、必要な範囲において、利用料助成事業及び団体支援事業に係る申請情報のうち、フリースクール等の運営団体及び対象施設等に関する情報（申請者及び申請児童生徒の個人情報を除く。）を取得することができる。

- 1 第2に定める掲載要件に合致していることの確認
- 2 第4に定める申請内容や掲載情報の内容等の確認

附則

この規約は令和7年4月30日から施行する。

附則

この規約は令和7年10月17日から施行する。